

赤磐市未来世代のまちづくり推進事業の企画立案及び運営業務に係る仕様書

1. 業務名

赤磐市未来世代のまちづくり推進事業の企画立案及び運営業務

2. 業務の目的

若者が考える本市の魅力は、地域活性化につながる有効な情報源である。

日頃「まちづくり」に参画する機会が少ない本市の将来を担う若者を対象に魅力あるまちづくりについての意見を聴取し、本市の抱える「地域課題の解決」や「地域活性化」につなげることを目的とする。

本事業は、平成29年度から始動しており、本年度は、これまでの取り組みを踏まえ、本市の魅力発信事業等を若者自らが、企画立案・実践する経験をすることにより、若者の力を活かした「まちづくり」の推進を図る。

3. 履行場所

赤磐市市民生活部協働推進課の指定する場所

4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

5. 業務の体制

受託者は本業務の遂行にあたっては、責任者及び担当者を置き、本市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

6. 業務の内容

市は受託者に対して、次の事業に係る業務を委託する。

(1) 参加メンバーの募集

概ね18歳から35歳までの赤磐市に在住・在勤・在学者20～25名程度

(平成29年度から令和3年度の若者まちづくり推進事業参加者及び令和4年度から令和5年度の未来世代のまちづくり推進事業参加者も含む。)

(2) 課題解決テーマの選定

(3) 創発の場づくりと専門家による課題解決に向けた研修会、勉強会の開催

(3回以上)

ただし、SDGsに関するテーマを1回以上研修会に盛り込む

(4) 課題解決に向けたワークショップの開催 (3回以上)

(5) 令和6年度赤磐市市民活動実践モデル事業(赤坂ハッピープロジェクト)のサポート

(6) 課題解決に向けたプロジェクト立ち上げ

課題解決に向けた令和7年度赤磐市市民活動実践モデル事業への提案

(7) 成果物の納品 (電子データ1式、実績報告書1部)

7. 成果品

受託者は、結果について、令和7年3月21日までに実績報告書1部を電子データとともに市に提出すること。

8. 成果品の帰属

本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、全て本市に帰属するものとし、本市の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

また、受託者は、本市の許可なく複製、公表又は第三者に提供してはならない。

報告に使用する写真等については撮影前に参加者に対して市への報告に使用する旨の了解を得ておくこと。

9. 作業の進捗状況報告

責任者は、業務スケジュールを市と協議して定めるとともに進捗管理を行い、進捗報告を月1回程度行うものとする。受託者は委託期間において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、本市の指示に従うものとする。

10. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11. 情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない（資料の転写・複製・転載・閲覧及び貸出を含む。）。
- (2) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 受託者は、業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すこと。なお、業務委託期間中であっても、市は、データ引き渡しを請求できる。

12. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

13. その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて本市及び受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、本市及び受託者が協議して定めるものとする。
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。